

令和3年11月26日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	富 岡	明 美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	田	崎		靖
総	務	松	林		聡
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	下	村	浩	信
建	設	寺	山	靖	久
会計管理者兼会計課長		幸	尾	か	おる
総	務	岩	下	善	孝
総	務	藤	家		隆
人権・同和対策課長		江	口	清	一
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		川	原	逸	生
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		村	田	秀	哲
市	民	山	崎	智	香子
税	務	吉	牟		剛
保	険	広	瀬	義	樹
福	祉	中	村	祐	介
産	業	嶋	江	克	彰
商	工	江	島	裕	臣
農	林	山	崎	公	和
農業委員会事務局長		田	中	宏	幸
都	市	山	浦	康	則
都	市	中	野		将
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	染	川	康	輔
教育次長兼教育総務課長		山	口	徹	也
生涯学習課長兼中央公民館長		江	頭	憲	和

令和3年11月26日（金）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
- 日程第4 議案第62号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第63号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第64号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第65号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について

（一括質疑、一括討論、採決）

午前10時 開会

○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、鹿島市議会令和3年12月定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策として、議場の扉を開放して会議を進めます。議場内においては、出席者のマスク着用をお願いしますが、アクリルパーティションを設置しております議長席、演壇及び発言席での発言の際はマスクを取ることを許可します。

それでは、議事に入ります。

日程はお手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（角田一美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に15番松田義太議員、1番中村日出代議員、2番池田廣志議員、以上を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（角田一美君）

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日から12月17日までの22日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷川事務局長。

○議会事務局長（谷川清高君）

諸般の報告をいたします。

本日招集の12月定例会に市長から議案19件の提出がありました。報告事項、議案番号及び議案名は、配付しております議案書及び議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から令和3年度8月分及び9月分の出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（角田一美君）

次に、日程第3. 議案の一括上程であります。

議案第47号から議案第65号までの19議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

皆さんおはようございます。それでは、本日ここに鹿島市議会令和3年12月定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、鹿島市を取り巻く最近の情勢や今後の主要な施策について申し上げます。

本年も残すところ、実質あと一月ほどになりました。本年は、新型コロナウイルス感染症の影響で1年延期となった東京オリンピック・パラリンピックが無観客を基本として開催されましたが、コロナ禍で不安な世の中に感動と勇気を与えました。

本市におきましては、5月9日に祐徳稲荷神社から大村方までの2キロメートルを、地元出身者など10人のランナーが聖火をつなぎ、地域を盛り上げていただきました。

一方で、本年も新型コロナウイルス感染症と豪雨災害の対応に力を注いだ年となりました。

新型コロナウイルス感染症については、8月から9月上旬にかけて全国的に感染者数が急速に増加し、佐賀県では1日の感染者数が3桁に上る日が続き、本市ではこの期間に1日の感染者数が過去最多を更新するというような状況でございました。

このような中、国、県の方針や指導に沿って、医師会などの御協力を得ながら、円滑なワクチン接種に努めるとともに、感染防止対策や独自の経済対策などを実施してまいりました。最近の感染者数は、ワクチン接種率の向上や市民の皆様の感染対策の徹底により落ち着いて

おりますが、収束は見通せない状況でございます。

新型コロナウイルス感染症とは長期にわたり向き合わなければならず、これからは新型コロナウイルスとの共存を前提に、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指すウイズコロナ、さらに、収束後を見据えたアフターコロナへの対応を進めることが重要でございます。

また、コロナ禍を契機として、人々の価値観や生活様式が大きく変化し、地方回帰の動きが生まれています。その流れを生かし、定住促進や交流人口の拡大をさらに図らなければならないと考えております。

次に、本年8月の豪雨災害については、昨年の豪雨と比較して、雨量は少なかったものの、長期間にわたって断続的に雨が降り、農地や農業用施設、市道などに多数の被害が発生をいたしました。来月に国の災害査定を受けることとなっている農業用施設や市道などにつきましては、順次復旧工事を行うこととしております。その他の被災箇所についても、重機の借り上げや原材料の支給などの対応を行い、一日も早い復旧に取り組んでおります。

また、佐賀県では近年の大雨による内水氾濫の被害を受けて、本年9月に内水対策プロジェクトチームを発足し、氾濫の未然防止などに向けて国や県内市町と連携し、短期・中長期的な課題に取り組むこととなっております。

本市も、市民の皆様の生命の確保を最優先に考え、県との連携強化に加えて、ソフト、ハード両面の災害対策に引き続き取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

本市の新型コロナウイルスワクチンの接種状況は、対象の12歳以上で2回目の接種を完了した方は現時点で80%を超えており、おおむね順調に進んだものと考えております。今後は、新たに12歳になる方や事情により接種できていない方を対象に個別接種を実施してまいります。

また、新型コロナウイルスワクチンは、接種後の時間の経過とともにワクチンの効果が低下することから、3回目の接種を行う方針が国から示されております。このため、3回目接種については、年齢や基礎疾患等の優先接種区分はなく、18歳以上で2回目の接種完了から8か月以上経過した方を対象に、順次接種券を発送し接種を進めることといたしております。

3回目の接種は、原則として医療機関での個別接種を実施いたしますので、接種券に同封するチラシを確認の上、医療機関に予約を行っていただくようお願いいたします。

今後のスケジュールにつきましては、12月上旬から対象者へ接種券を発送し、早ければ12月中旬から接種を開始する予定でございます。詳細につきましては、防災行政無線や市報、ホームページ等で随時お知らせをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症関連の事業継続支援給付金の状況について申し上げます。

本市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい状況の中で頑張っている事業者の皆様に向けて、これまで独自の様々な支援策を実施してまいりました。

今回、事業の継続を支え、再起の糧にさせていただきたいとの思いで、中小企業、小規模事業者や農林漁業者に対する事業継続支援給付金を給付しているところでございます。

中小企業、小規模事業者対象の申請は、10月14日の受付開始以降、200件を超えていることから、多くの事業者の皆様は新型コロナウイルスの収束が見通せない中で、何とか事業を継続するために努力されている状況であると考えております。農林漁業者を対象とした給付金も先月から受付を開始しておりますので、ぜひこの事業を御活用いただき、少しでも事業継続の力にさせていただければと思っております。

次に、農産物の状況について申し上げます。

水稲につきましては、豪雨による冠水や日照不足の影響が心配されたものの、現時点での佐賀県の作況は平年並みとなっております。

大豆につきましては、8月初めまで天候に恵まれ、順調に生育しておりましたが、その後の豪雨によって広範囲において水没し、全く収穫できない圃場が発生しております。

また、9月下旬の高温によって粒の肥大に影響が出ることも懸念されており、例年より収穫量の減少が予想されます。

温州ミカンにつきましては、豪雨の影響により糖度が上がらないなど、品質に影響が出ていたところですが、その後は雨が少なかったことで回復してきたところでございます。今年は開花が早かったため、例年よりスケジュールが前倒しで進んでおり、着果量が多く、若干小玉傾向とのことでございます。

農家の皆様をはじめ、関係機関の取組により、被害を最小限に抑え、品質向上を図ることで、鹿島ミカンのブランド力を維持しようとしていただいております。今後出荷されるミカンについても期待をしているところでございます。

野菜につきましては、豪雨の影響でアスパラガスやトマトのハウスで浸水被害が発生しました。アスパラガスは収穫の期間中、そして、トマトはほとんどが次期作に向けた土壌消毒期間中でありましたが、事前の対策、事後の対応で被害を最小限に抑えることができました。

また、タマネギにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が減ったことで、作付が一時的に落ちてはいますが、次期作に向けて育苗が進められております。

次に、ふるさと納税の状況について申し上げます。

ふるさと納税は、本年度も全国から多くの応援をいただいております。現時点で昨年同時期を上回っている状況でございます。全国の皆様からこれだけの御支援をいただくことができているのも、返礼品を提供していただいている市内の生産者、事業者の皆様のお協力によるものでございます。

今年度は、月に1回のメールマガジンの配信やInstagramの公式アカウントを開設し、全国に鹿島らしい特産品や、生産者、事業者の皆様へのPR強化に努めているところでございます。

今後も鹿島市の魅力を全国に発信し、より一層の寄附額の増とともに、さらなる鹿島ファンづくりを目指してまいります。

次に、長崎本線の利便性の確保について申し上げます。

来年秋には九州新幹線西九州ルートが開業をいたします。本市では開業効果の波及を目指して、近隣市町と連携した広域観光を提案するなど、誘客の促進に努めることとしております。

一方で、新幹線開業時には長崎本線の肥前山口―諫早間の在来線は上下分離され、開業後23年間は佐賀県と長崎県が鉄道施設を管理し、JR九州が運行を維持することが平成28年に合意されています。また、博多―肥前鹿島間の特急列車は、開業後3年間は上下14本程度、その後の20年間は上下10本程度、そして、普通列車は現行水準を維持することとされています。

本市としましては、多くの方が通勤、通学、あるいは観光やビジネスで利用されている長崎本線の利便性の確保は最大のテーマにして最重要事項であり、JR九州や佐賀県などに対し、あらゆる機会を捉えて要望をしているところでございます。

この中で、利便性の確保とは、単に運行本数を維持すればよいということではなく、利用しやすい時間帯や乗換えがない直通の運行、あるいは乗換えがスムーズにできるよう配慮したダイヤ編成を行い、それを維持していくところでございます。

先月29日に国土交通省九州運輸局で公衆の利便の確保に関する意見聴取の機会がございましたので、私が出席いたしまして、利便性の確保について意見を述べてまいりました。また、今月10日には、県や沿線の自治体などで構成をいたします佐賀県鉄道建設整備促進期成会の要望活動でJR九州本社へ赴き、利便性の確保について私から要望をしてきたところでございます。

利便性の確保とともに、鉄道の利用促進を図ることも重要でございます。先人から受け継いできました長崎本線をより多くの方に今後も利用していただくことが、ひいては利便性の確保に向けた大きな力になると考えております。そのため、町の玄関口でございますJR肥前鹿島駅周辺整備により魅力的な空間に生まれ変わることによって、利用促進に寄与してくれるものと期待をしているところでございます。

長崎本線の利便性を確保し、市民の皆様の生活の足や観光、ビジネス等、交流の足を守るため、今後も佐賀県や沿線市町と連携して取り組んでまいります。

それでは、提案をいたしました案件につきまして、その概要を説明いたします。

議案は、条例改正11件、補正予算5件、指定管理者の指定2件、その他1件の合計19件でございます。

初めに、条例改正に関する議案について申し上げます。

まず、議案第47号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上

げます。

これは、市民から提出されます申請、届出等の行政手続について、押印の見直しを行うことにより、市民の皆さんの負担を軽減するため、関係条例を改正するものでございます。

次に、議案第48号 鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第49号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、商品であって使用しない軽自動車等について、軽自動車税の課税を免除する制度を創設したいので、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第50号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）でございますが、これの一部改正に伴い、電磁的記録に関する基準を定める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第51号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、電磁的記録に関する基準を定める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第52号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、健康保険法施行令の一部改正に伴い、鹿島市の国民健康保険に加入されている方の出産育児一時金について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第53号 鹿島市干潟交流館設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、鹿島市干潟交流館の休館日を実情に応じて見直したいので、所要の改正を行うものでございます。

次に、市職員並びに市長、副市長、教育長、議会議員の令和3年12月の期末手当の支給に関する関係条例の改正について申し上げます。

マスコミ等の報道にもありますように、国家公務員の法改正が11月中の成立が困難となる見通しとなったことから、関係条例の改正は各地方自治体によって対応が分かれている状況でございます。

佐賀県におきましては、検討の結果、当初の予定どおり改正を行うとの方針が決定され、

現在開会中の県議会で提案をされております。本市では、これまで佐賀県に準じた対応を行っていることから、県と同様の対応をすることといたしました。

まず、議案第62号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、今年度の佐賀県人事委員会勧告に基づき、佐賀県職員の期末手当が引き下げられることなどに伴いまして、それらに準じた内容で条例を改正するものでございます。

次に、議案第63号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例、そして、議案第64号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第65号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の3件の制定について申し上げます。

市長、副市長、教育長及び議会議員の皆様の期末手当については、国家公務員の指定職の賞与等を参酌しながらこれまで改定を行ってきており、本市におきましても、三役及び議員の皆様の期末手当の支給月数を引き下げる条例改正をお願いするものでございます。

続きまして、補正予算に関する議案5件について申し上げます。

まず、議案第54号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

今回の補正は予算の総額に398,460千円を追加し、補正後の総額を16,819,521千円といたすものでございます。

歳入につきましては、普通交付税及び地方特例交付金などの確定に伴う補正のほか、各種事業の決定、追加に伴う国県支出金、負担金などを計上いたしております。

歳出のうち主なものとしまして、民生費では、障害者施設給付費や保育所運営事業費、生活保護費などを、衛生費では、新型コロナワクチン接種事業として令和3年12月以降の3回目接種に係る体制を整備するための経費を計上いたしております。

また、2名の個人様、そして、東亜工機株式会社様、明治安田生命保険相互会社様からの指定寄附や、株式会社佐賀銀行のSDGs 私募債を活用された有限会社平川重機クレーン様と株式会社キタック様からの御寄附をいただいておりますので、それぞれの御寄附の趣旨に沿い、有効に活用させていただくことといたしております。

次に、議案第55号 令和3年度鹿島市国民健康保健特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入において県支出金を増額し、一般会計繰入金を減額するものでございます。歳出においては、人件費の各費目の増減を計上し、また、保険給付費を今後の見込みにより増額するものでございます。

次に、議案第56号 令和3年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、主に歳出のうち職員の人件費を増額し、これに伴い、歳入で一般会計繰入

金を増額するものでございます。

次に、議案第57号 令和3年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人件費の各費目の増減について計上いたすものでございます。

補正予算に関する議案の最後として、議案第58号 令和3年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、一般会計負担金等の各費目の増減及び継続費の増額について計上いたすものでございます。

続きまして、議案第59号及び議案第60号、指定管理者の指定について申し上げます。

今回提案いたしております公の施設2施設のうち、議案第59号 鹿島市東部地区デイサービスセンター、議案第60号 鹿島市自然の館につきましては、いずれも現在、指定管理者による管理をお願いしておりますが、指定期間が令和4年3月31日までとなっております。令和4年4月1日から引き続き同じ団体に管理をお願いしたいので、地方自治法及び鹿島市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第61号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更に係る協議について申し上げます。

令和3年8月に発足した多久小城医療組合が、佐賀県市町総合事務組合に加入され、議会の議員、その他非常勤の職員に係る公務災害補償等の事務の共同処理に参加されること、また、現在、共同処理に参加している神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合が、新たに退職手当支給事務を共同処理することに伴い、佐賀県市町総合事務組合の規約変更について協議する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要について説明いたしました但、詳細につきましては、御審議の際、担当の部長、または課長が説明をいたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、既にお耳に達していることとは存じますが、来年春に実施予定になっております鹿島市長選挙につきまして、私は立候補しないこととして先日公表をいたしました。そのことを改めて御報告申し上げる次第です。これまで議会などで御質問がございましたが、その際はまだ決めておりませんでしたので、このような仕儀となったことをおわび申し上げます。

以上です。

○議長（角田一美君）

お諮りします。議案第47号から議案第65号までの19議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第47号から議案第65号までの19議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案第62号～議案第65号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4．議案第62号から議案第65号の4議案を一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

総務課のほうからは、議案第62号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第65号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてまで、4議案を一括して御説明いたします。

それでは、議案書（その2）、議案説明資料（その2）、2点御説明いたしますので、御準備のほどよろしくをお願いします。

議案書は1ページから8ページ、議案説明資料は1ページから9ページになっておりますので、この内容にて御説明をいたします。

まず、議案書1ページをお願いします。

議案第62号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、佐賀県職員の給与改定に準じまして、職員の給与の改定を行いたいので、この案を提出するものでございます。

議案書2ページがその改正内容でございます。

次に、3ページをお願いします。

議案第63号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、市長及び副市長の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

議案書4ページがその改正内容でございます。

次に、5ページをお願いします。

議案第64号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、教育長の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

議案書6ページがその改正内容でございます。

次に、7ページをお願いします。

議案第65号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議員の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

議案書8ページがその改正内容でございます。

それでは、以上の具体的な改正内容につきまして、議案説明資料により御説明いたします

ので、よろしく申し上げます。

議案説明資料の1ページから5ページまでが4つの条例の新旧対照表になっております。
6ページのほうをお願いします。

議案第62号から第65号までを一括した説明資料でございます。

鹿島市では、平成27年度からより地域の実情を反映するという点において、佐賀県人事委員会の勧告に準じ、職員の給与を改定し、それとともに市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当を改定しているところでありまして、今回も同様に所要の改正を行うものでございます。

まず、1項目め、改正理由でございますが、先ほども申し上げましたとおり、佐賀県職員の給与改定に準じて職員給与の改定並びに市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当を改定したいので、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

次に、2項目め、令和3年の佐賀県人事委員会給与勧告の概要についてでございますが、説明いたします。

本年の佐賀県人事委員会の給与勧告は、冒頭の市長演告にもございましたとおり、佐賀県では国の法改正を見極めながらの対応といたしまして、現在開会中の県議会で提案されましたことから、本市でも佐賀県と同様に関係条例の改正を提案させていただくものでございます。

また、佐賀県からも連絡がございまして、県内20市町の全てが12月1日の基準日前に佐賀県人事委員会の勧告に準じた条例改正の上程を行うということでございました。

以上のことから、今回、期末手当、勤勉手当に係る条例の改正を行うものでございます。

それでは最初に、(1)本年の給与勧告のポイントでございますが、公民の給与格差に基づいて給与改定を行うもので、期末・勤勉手当を引き下げるというものでございます。具体的には、期末・勤勉手当を0.15月分引下げ、現行の4.45月分を4.30月分として、引下げ分を期末手当に反映するものでございます。

次に、(2)勧告の根拠となります県内の民間給与実態調査ですが、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の県内民間336事業所から、無作為に148事業所を抽出して調査がなされております。

その結果が(3)になりますが、佐賀県では昨年8月から本年7月までの1年間の民間の特別給の支給割合と、県職員の年間の期末手当、勤勉手当の支給月数を比較したところ、6ページの下表にございますとおり、民間の支給割合が4.32月となり、県職員の支給月数の現行4.45月より0.13月下回る結果となっております。期末・勤勉手当につきましては、従来から国やほかの都道府県と同様に0.05月を単位として実施されておりますので、この単位を用いて引下げ分を期末手当に反映するというものでございます。

次に、7ページのものをお願いします。

上の表を御覧いただきますと、一般職の職員の場合、令和3年度の12月期の期末手当、現行1.275月分から0.15月分引き下げて1.125月として、令和4年度以降の期末手当については、6月と12月をそれぞれ1.275月分から0.075月分引き下げて1.2月分とするものがございます。

次に、(4)勧告の実施時期でございますが、令和3年12月1日とするものでございます。

次に、3項目めは鹿島市の改正内容でございます。(1)の職員の給与改定につきましては、今回の佐賀県人事委員会の給与勧告に基づきまして、県職員の給与が改定されることから、本市職員についても県職員の給与に準じて改定いたすものでございます。

まず、①の期末手当につきましては、7ページの中段の表の中を御覧いただきますと、先ほどの県人事委員会の勧告のとおり、令和3年度の一般職で12月支給分を0.15月分引き下げて1.125月分として、令和4年度以降は6月期、12月期の支給月数を平準化して、それぞれ1.2月とするものでございます。

次に、②の会計年度任用職員に支給する期末手当の特例措置について御説明をいたします。

会計年度任用職員制度は年度ごとの募集及び任用であることなどを踏まえまして、令和3年12月に支給する期末手当は従前の例によることとする特例措置により、今回の職員の給与改定に伴う会計年度任用職員に係る給与の改定は次年度の4年度から適用するものでございます。

続きまして、(2)特別職の期末手当につきましては、国家公務員の指定職の賞与等を参酌しながらこれまで改定を行ってきておりますことから、今回も同様に0.1月分引き下げるものでございます。その内容として、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当については、8ページの上段を御覧いただきたいと思います。

この表の右側、令和3年度12月期の期末手当、現行1.675月から0.1月分引き下げて1.575月として、令和4年度以降は6月期と12月期の支給月数を平準化して、それぞれ1.625月とするものでございます。

次に4項目め、施行期日ですが、ただいま御説明いたしました第1条による改正として、令和3年12月期の期末手当を引き下げる改正は令和3年12月1日の施行となります。そして、第2条による改正として、令和4年度以降の6月期と12月期の期末手当をそれぞれ引き下げて平準化する改正は令和4年4月1日の施行となります。

次に、8ページの中段の表を御覧いただきたいと思います。

この表は、今回の給与改定による今年度の人件費の影響額の見込みを参考として記載しておりますので、概要を御説明いたします。

まず、一般職、任期付職員及び再任用職員の数でございますが、一般会計、特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計を合わせまして259人。改定があります期末手当Aの欄の全体の合計は13,193千円の減、共済費Bの欄の全体の合計は2,641千円の減になり、AとBを合計しますと15,834千円の減になります。

そして、この合計15,834千円から、共済費Bを差し引いた期末手当の額を職員数259人で除いた実際の職員1人当たりの支給額は51千円の減になり、共済費Bを含んだ人件費全体では職員1人当たり61千円の減になります。

9ページの表を御覧ください。

この表は特別職ですが、三役と議会議員の期末手当aの欄の合計は820千円の減、共済費bの欄の合計は29千円の減で、合計いたしますと849千円の減になります。そして、期末手当は三役1人当たり77千円の減、議会議員39千円の減、共済費を含めると、三役1人当たり87千円の減、議会議員39千円の減になります。

これら一般職及び特別職の人件費全ての影響額の合計は、欄外にございますが、総額で16,683千円の減を見込んでおります。

以上に関しましての新旧対照表につきましては、説明資料の1ページから5ページとなります。

1ページから2ページの鹿島市職員給与条例等の一部改正では、第1条による改正で令和3年度の期末手当の月数、第2条による改正で令和4年度以降の期末手当の月数、附則第2条による改正で会計年度任用職員の期末手当の特例措置を改正しているものでございます。

そして、3ページからの特別職につきましても、それぞれ第1条による改正で令和3年度の期末手当の月数、第2条による改正で令和4年度以降の期末手当の月数を改正しているものでございます。

以上で議案第62号から議案第65号までの佐賀県人事委員会給与勧告に伴います4議案につきまして一括での御説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

2点質問します。最近、市民の方によく聞かれる件ですね。ちょっと御質問しますけど、市の職員、そして、特別職、私たち議員ですね。ケーブルテレビを御覧の皆さんも気になっていると思うのでお聞きしますけど、最近、報道でよく、当選されたばかりの議員が病欠みたいな形で休まれたときに報酬とかどうなるかというニュースが取り上げられていました。議員のほうは半年とか1年とか休んだら報酬減額とかあるんですけど、職員さんたちとか三役とかはどうなっているかというのを、ここ1か月ぐらいで結構な数の方にお尋ねをされています。

それで、今日はせつかなので、病的な理由とか、退職された方への給与とか報酬がそれぞれどうなっているかというのをまずお尋ねします。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

御質問の内容につきましてお答えいたします。

病休とかで休んでいる職員がいる場合は、手当の基準日が6月と12月1日でございますので、基準日に在職している場合は支給対象となります。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

それは2点目で実は聞きたかったんですけど、期末手当とか、今の話でいったら、在職していたら私たち議員とか職員さんたち、特別職の方ももらえるということでしたが、それは満額だったですかね。私たち議員のほうは、例えば、1年とか半年したら半分になったりとか、それは期末手当も同じような計算だったですかね。期末手当とか勤勉手当とか、そこら辺、すみません、いわゆるボーナスは満額だけど、普通の月収は半分とか、そこら辺はどうなっていますか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

期末手当、勤勉手当については先ほどのおりですけれども、病休の場合は、90日で病休、そして、それ以上だと休職となりますので、そこで給与自体は計算を行って減額の措置を取るケースがございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

中村議員にお願いします。質疑は議案に対する質疑に限定して、関連質問は自粛をお願いしたいと思います。

ほかに。7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

分かりました。

じゃ、この件に関しては最後の質問にしますけど、職員、特別職の議員ですね、3か月とか半年休んでいる人にも、6月1日、そして、12月1日にいたら満額支給されるということではないですかね。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

恐らく最近のマスコミ等で報道されている内容に関連してだと思えますけれども、特別職に関しまして、佐賀県のほうは日割計算という方向もございますが、基本的にこの在職の——失礼しました。基準日に在職していられれば支給対象になります。

以上でございます。（発言する者あり）

失礼しました。期間率をお答えいたしますと、在職6か月で100%、そして、5か月以上6か月未満で80%、3か月以上5か月未満で60%、最後に3か月未満で30%の4段階となっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第62号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第62号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第63号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第64号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第65号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日27日から12月1日までの5日間は休会とし、次の会議は12月2日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時58分 散会